

# 府医療的ケア児支援 がセンター設置

## 政府の支援法施行受け、4月

たんの吸引や人工呼吸器などを日常的に必要とする「医療的ケア児」の支援法が昨年9月に施行されたことを踏まえ、京都府は4月に「府医療的ケア児支援センター」（仮称）を府庁内に設置する。電話相談や関係機関との調整、実態調査を統括的に行い、ケア児とその家族への支援を強化する。

府によると、府内の医療の専門職を配置し、電話的ケア児は約270人、2家族がその悩みや不安などを抱えている。医療を必要とするケア児は増加傾向にあり、切れ目のない支援は医療や教育、保育や関係機関の連携、教育や福祉の分野にわたる現場の受け入れ体制の強化などが課題となっている。ワンストップの窓口として関係機関へつなぐ役割を担う。

## 電話相談や医療・教育など 関係機関との窓口

地域ごとで医療や福祉サービス調整となる人材「医療的ケア児等コーディネーター」を養成するため、研修にも取り組む。既に府内では看護師や障害児相談支援専門員など約270人がコーディネーターの研修を終えており、来年度以降に配置を進めていく。

またセンターではケア児の本格的な実態調査を初めて実施し、支援ニーズを把握して施策に反映させる。センター設置に関する費用約1400万円を22年度当初予算案に盛り込む方針。

府障害児支援課は「ケア児や家族を支えるためには専門知識がある人が早期に適切に対応することが重要。センターで多くの人や機関が関わられるようにしていきたい」としている。

（本好治史）